

～おおむた下水道だより～ その2

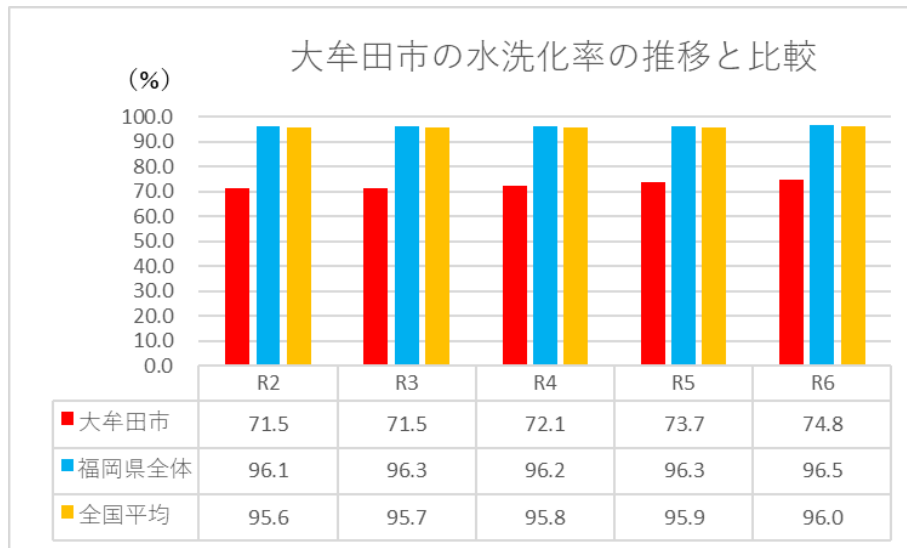
第2回は、下水道事業運営にとって、とても大切な **水洗化** についてのお話です。

水洗化は義務です

水洗化とは、下水道に接続し、くみ取り式トイレを水洗式トイレに改造することに加え、お風呂や台所の水（生活排水）を下水道に流すための排水設備を設置することをいいます。

下水道が整備された区域（処理区域といいます。）の建築物所有者には、下水道法により水洗化工事を行うことが義務付けられています。罰則はありませんが、処理区域となったら、**遅滞なく**下水道に接続し、くみ取り式トイレは**3年以内**に水洗式トイレに改造しなければならないと定められています。

大牟田市の水洗化の状況



※大牟田市、全国平均は各年度末時点の数値。福岡県全体は各年度当初時点の数値。

処理区域の人口のうち、実際に水洗式トイレ等の排水設備を設置し、下水道に接続している人口の割合を水洗化率といいます。

令和6年度末時点の大牟田市の水洗化率は、**74.8%**です。

これは、せっかく整備した下水道施設の約25%が使われていないということになります。

年々、水洗化率は上がってきているものの、福岡県全体（96.5%）、全国平均（96.0%）と比較すると、低い状況です。

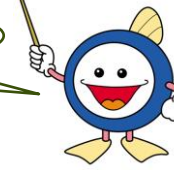
どうして水洗化が必要なの？

◎生活環境の向上・公共用水域の水質保全

下水道は、家庭などから排出される汚水・生活排水をきれいな水に処理して、川や海に流すことで水環境を良好にし、衛生的な生活環境を提供するものですが、処理区域にお住まいの方に下水道に接続していただかないと、その効果を発揮することができません。

今の生活環境を良くするためはもちろん、子どもたちに美しい川や海を残すために、水洗化は欠かせません。

水洗化が進まないと、どうなるのかな？



◎経営の健全化

前回の下水道だよりでお話したとおり、下水道施設を作る費用（資本費）の一部や汚水処理に係る費用（維持管理費）は、下水道使用料で賄う必要があります。

水洗化が進まないと、下水道を整備したものの、それを賄う下水道使用料収入が入ってこないため、下水道事業経営が苦しくなります。

持続可能な安定経営のためにも、水洗化が重要です。

水洗化率向上に取り組んでいます

水洗化工事はまとまった資金が必要になります。大牟田市では、皆様の負担が少しでも軽くなるよう、水洗化の支援制度を設けています。詳しい内容は、大牟田市企業局のホームページでご確認ください。

- (1) 水洗トイレ改造奨励金制度
- (2) 高齢者への補助制度
- (3) 水洗化促進特別補助制度
- (4) 生活排水適正処理交付金
- (5) 水洗トイレ改造資金融資あっせん制度
- (6) 水洗トイレ改造融資利子補給制度
- (7) 私道設置共同排水設備助成制度
- (8) 低地等に設置する宅地内汚水ポンプ設備の設置費用等の補助



令和4年度から8年度までの5年間は、支援の内容を拡充した**水洗化促進キャンペーン**を実施しています。

～ 1日も早い水洗化にご協力ください ～